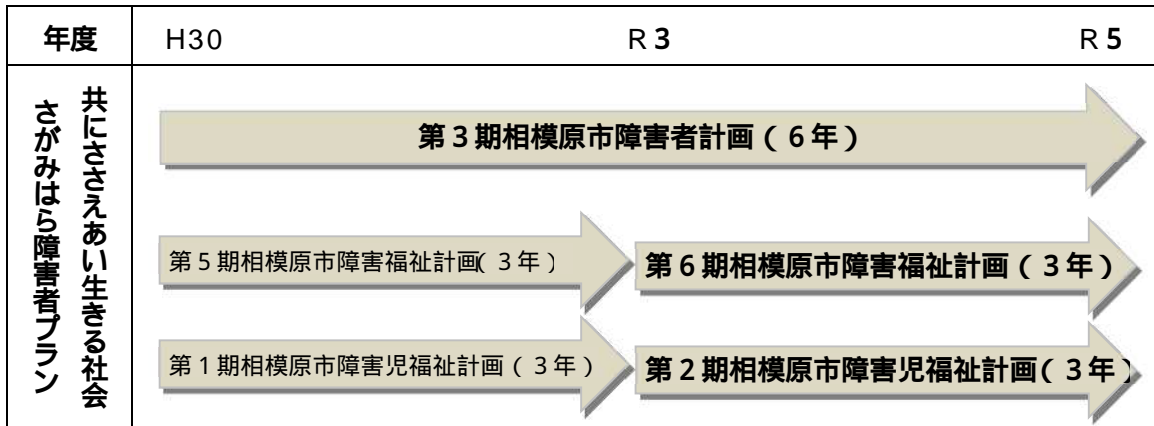


共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランの改定の概要

共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン(以下「本プラン」という。)は、平成30年度から令和5年度までを計画期間として、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定したものです。

この度、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期相模原市障害福祉計画及び第2期相模原市障害児福祉計画を策定するとともに、第3期相模原市障害者計画における施策を推進するための具体的な取組について、一部、時点修正や取組の追加を行い、本プランを改定しました。



構成

6年間の計画としての一貫性を担保するため、第1編及び第2編は、構成等をこれまでの本プランのとおりとしつつ、一部、時点修正や記載内容の追加を行いました。第3編は、国の基本指針を踏まえ、見直しました。

第1編 計画の策定に当たって

第1章 計画の概要 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 障害のある人の状況

第2編 分野別施策の基本的方向

主に第3期相模原市障害者計画に係る項目

第1章 相互に「理解し尊重する」 第2章 地域で安心して「暮らす」
第3章 共に「学ぶ」 第4章 自分らしく「働く」
第5章 いきいきと「活動する」

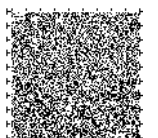
第3編 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等

主に第6期相模原市障害福祉計画及び第2期相模原市障害児福祉計画に係る項目

第1章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等の策定に当たって
第2章 令和5年度の成果目標
第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策
第4章 障害児支援の見込量と確保のための方策
第5章 発達障害のある人の支援
第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

【主な改定部分】

第2編は、各章内の各基本施策に掲載の「具体的な取組」の内容について、一部、時点修正や追加
第3編は、令和5年度の成果目標などを設定



第2編 分野別施策の基本的方向

第2編は、6年間の計画として継続していきますが、各基本施策の「具体的な取組」に掲載している内容については、一部、時点修正や取組の追加を行いました。

第1章 相互に「理解し尊重する」

3つの基本施策：「共生社会の実現に向けて」など

【時点修正や追加する取組】

障害のある人の人権等が尊重されるまちづくりを進めるための条例の検討
権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会の開催 など

第2章 地域で安心して「暮らす」

9つの基本施策：「相談体制の充実」「福祉サービス基盤の充実」「保健・医療サービス」など

【時点修正や追加する取組】

地域住民の困りごとの発見・共有・解決に向けた仕組みづくりを検討し実践する福祉コミュニティ形成事業の充実
重症心身障害児等のためのガイドブックによる情報提供
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議の開催
感染防護具、消毒液等の物資の備蓄・調達・提供体制の整備 など

第3章 共に「学ぶ」

2つの基本施策：「乳幼児期における保育・教育」「学齢期における支援」

【時点修正や追加する取組】

校内支援体制をコンサルテーションするための巡回相談のあり方の検討 など

第4章 自分らしく「働く」

3つの基本施策：「就労の支援」など

【時点修正や追加する取組】

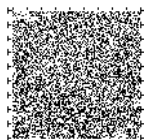
企業などへの障害特性の理解促進
関係機関が連携し、重度の障害のある人などの就労実態とニーズの把握及び支援策の検討 など

第5章 いきいきと「活動する」

3つの基本施策：「スポーツ・レクリエーションの支援」など

【時点修正や追加する取組】

(仮称)さがみはら夢プロジェクトの実施
図書館における様々な形態の資料の充実や利用環境の整備、円滑な利用のための支援等の実施 など



第3編 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等

第3編は、第6期相模原市障害福祉計画及び第2期相模原市障害児福祉計画に係る項目です。国の基本指針を踏まえ、「7項目の令和5年度末時点における成果目標」と「障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策」を設定しました。

7項目の成果目標（一部抜粋）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数：6人（令和元年度実績） 22人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

既設の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議」や「障害者自立支援協議会」における取組を引き続き推進

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証するとともに、複数箇所の設置に向けた検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数：147人（令和元年度実績） 187人

5 障害児支援の提供体制の整備等

重症心身障害児等のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実のため、特別支援学校卒業後等の日中過ごせる場として、生活介護事業所等の整備を促進

6 相談支援体制の充実・強化等 新

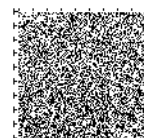
基幹相談支援センター等における地域の相談支援事業者に対する専門的な助言等の件数：
148件（令和元年度実績） 160件

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 新

包括的に検討や意見交換できる体制構築のための市職員研修を実施することによる連携の強化

障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

これまでの実績等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス、相談支援、障害児支援、発達障害のある人の支援、地域生活支援事業の見込量と確保のための方策を設定しました。



【参考】 第1編 計画の策定に当たって

第1編に掲載しております本プランの「目標」「基本理念」「重点的な取組事項」は、今回は改定せず、令和5年度まで継続していきます。

【目標】 『共にささえあい 生きる社会』の実現

市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

目標を達成するため、障害のある人に関する施策の基本として、次の**4つを基本理念**とします。

共生社会の推進

障害を理由とした差別の解消

障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保

障害特性等に配慮した支援

本市における課題等を踏まえ、**5つの事項について重点的**に取り組んでいきます。

共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

重度の障害のある人の地域生活の支援

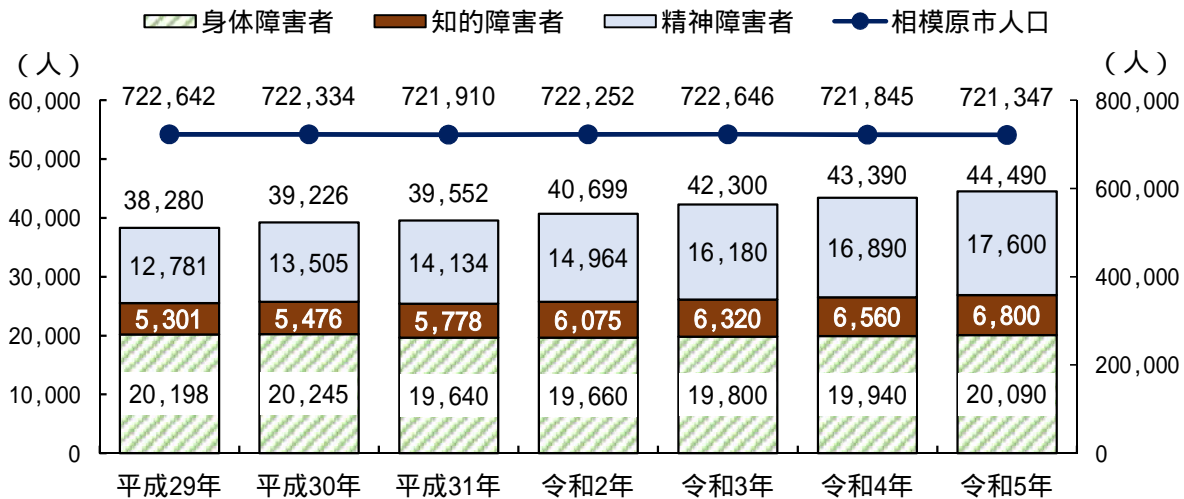
福祉人材の確保とサービスの質の向上

障害のある児童への一貫した支援

障害のある人の就労環境の充実

障害のある人の状況

各区分とも増加傾向となっており、総人口に対する割合は、令和2年現在5.6%（40,699人）であり、令和5年では6.2%（44,490人）まで増加すると推計しています。



【本件に関するお問い合わせ先】

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課

電話：042-769-9222 ファクス：042-759-4395

電子メール：houkatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp



共にささえあい生きる社会
さがみはら障害者プラン
ホームページ

